

岐阜県指定情報公表センター運営委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）岐阜県指定情報公表センター運営規程第9条の規定に基づき設置する岐阜県指定情報公表センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 「介護サービス情報の公表」計画（以下「計画」という。）に関する事項
- (2) 介護サービス情報の報告の受理、公表する介護サービス情報及び苦情等の対応に関する事項
- (3) 岐阜県指定情報公表センターの運営に関する必要な事項
- (4) その他岐阜県の介護サービス情報の公表に関する事務（以下「公表事務」という。）を適切に実施するために必要となる事項

(組織及び構成)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

2 委員会は、次の区分により、本会会長が委嘱した委員で構成する。

- (1) 公表事務に関し学識経験を有する者
- (2) 法律に関し学識経験を有する者
- (3) 医療に関し学識経験を有する者

(委員会の運営)

第4条 委員会には委員の互選により、正副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、本会会長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合には、委員に対して書面で賛否を求め、これをもって委員会に代えることができるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、岐阜県指定情報公表センターが行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。